

国家工商行政管理総局、サービス業発展 促進に関する若干の意見

2008年7月15日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局、サービス業発展促進に関する若干の意見

工商企字【2008】150号

中国各省、自治区、直轄市および計画単列市（副省級都市）、副省級市工商行政管理総局：

「国務院弁公庁がサービス業の発展を加速させる若干の政策措置の実施に関する意見」（国務院〔2008〕11号）を徹底的に実施し、工商行政管理機能を十分に発揮させ、サービス業の良好で急速な発展を促進するために、以下の意見を提出する。

一、サービス業の発展を加速させる意義の重要性を十分に認識

サービス業は、中国国民経済の重要な構成であり、サービス業の発展水準は、現代の社会経済の発達レベルを測る重要な指標である。サービス業、特に現代サービス業の発展を加速させることは、経済の構造的な調整の推進、経済発展方式転換の推進、国民の物質的及び文化的な生活ニーズに満足できるような豊富な商品の供給、及び都市と農村の新規増加する就業問題の緩和に有利であり、全面的に小康社会の建設や調和の取れた社会主義社会の構築の内在要求でもある。

サービス業の発展を加速させることは、市場が資源配置における根底的な役割だけではなく、政府部門の政策誘導と規範作用の役割も果たさなければならない。工商行政管理機関は、市場監督管理執行機関であり、経済発展のサービス部門でもある。主な機能は市場参入の許可、市場監督管理、発展の促進、サービスの提供、消費者の権利保護、行政執法等にわたり、サービス業の発展と密接に関係している。各級工商行政管理機関は、科学発展観を貫き、調和の取れた社会を建設する立場から、サービス業の発展を加速させる重要な意義を十分に認識し、監督管理と発展、サービス、権利の保護、法律執行の「4つの統一」の実現に向け努め、工商行政管理機能を十分に発揮し、わが国がサービス業発展を促進する政策措置を真剣に実行し、経済社会の良好で急速な発展を積極的に促進していく。

二、市場参入規制を緩和し、サービス業の市場主体の養成を強化

企業登記の管理、法律で定められた規定をしっかりと執行し、統一した登記基準、登記手順と登記条件に従い、サービス業企業に公正で公平な進出環境を提供する。外資企業の経営が許可される分野は内資企業の経営も認めなければなら

らない。地方企業の経営が許可される分野は外省企業の経営も認めなければならない。法律、行政法規では個人営業者及び私営企業等、非公有制経済企業の経営を禁止していないサービス業界と項目に対しては、(各級工商行政管理機関は)その経営を認めなければならない。サービス業の発展に大きく寄与し、国民経済及び産業構造の最適化を促進できるように、個人営業者及び私営企業の発展を激励し、サポートし、指導を行う。法律、行政法規と国务院がまだ設定していない、一部の部門と地方政府レベルで設定されたサービス業企業の登記前置き許可項目に対して、各級工商行政管理機関は一律で執行を停止する。

サービス業に従事する企業が当該業界の特徴を体現する名称での登録を激励する。新しく出現した分野の業界用語で企業のサービス内容とサービス方式を説明することを認める。サービス業に従事する企業の看板の中での企業名略称の使用を認める。サービス業事業所を企業とし、元の事業所名(主管部門の名称は削除)の使用を許可、もしくは、企業名称登記規定をその他の名称に適合させる。

一般のサービス業に従事する企業の登録資本金の最低制限額の引き下げに対して、法律、行政法規に規定されているのを除き、一律3万元まで引き下げる。投資者が、知的財産権などの非通貨財産を出資して設立したサービス業に従事する企業を支持し、非通貨財産出資比率は最高で企業の登記資本の70%までとする。

「国民経済業界分類」に含まれていないサービス業の一般的な経営項目について、各級工商行政管理機関は企業の申請によって、その業界とサービスの特徴を体現できるような経営範囲を許可するべきである。アウトソーシングサービスの従事を申請する企業の場合は、その経営範囲を「サービス外注の方式で従事」と登記する。

サービス業に従事する企業の住所(経営場所)の登記は、「物権法」、「企業住所(経営場所)の登記に関する通知」(工商企字[2007]236号)に従い執行する。

特殊な規定以外、サービス業に従事する企業のチェーン店設立は、本部のチェーン店経営関連の書類と登記資料で、店舗所在地の工商行政管理機関に登録手続きを直接に申請する。

外商投資サービス業企業の支社子会社の設立登記手続きを簡略化し、企業支社(支店)の下部組織としての営業性機関(子会社)の設立申請は、特殊な規定を除き、商務部主管部門の批准書類の提出は不要である。企業または企業の授權を受けている当該企業の支社は子会社を設立する所在地を管轄する外商投資企業登記認可を行う工商行政管理機関に対して直接申請、登記し、併せて支社が所属する登記機関にて登記記録を記載する。

外資登記管理の基礎が比較的良好で、外商投資サービス業企業が比較的集中

し、良好な模範的作用と輻射的影響を生み出せる国家級経済技術開発区に対して、条件の備える区には工商行政管理機関の外資登記許可権を与える。

三、サービス業の発展に積極的にサービスを提供し、職務機能を発揮

サービス業に従事する企業の新規事業の発展を積極的にサポートする。チェーン店経営、ライセンス経営、電子ビジネス、物流配送、専売店、専門店などの現代流通手段の発達をサポートする。鉄道、電信など独占業界の改革、市政府公共事業の市場化改革、サービス業国有企業の再編、生産経営性のある政府事業単位（組織）の民営化と政府機関、政府事業単位（組織）サービスの社会化改革をサポートする。改革を行う前から関与し、全過程を観察し、企業工商担当連絡窓口を導入するなどの方法で、企業に対して設立登記前のコンサルティングサービスを適時に提供する。

農村サービス業の発展を積極的にサポートする。農民が農民専門の協同組合を設立することを激励し、組合員に対して生産前、生産中、生産後の生産全過程のサービスを提供する。農民物資流通分野の規範化と発展を確実に推進し、チェーン店経営方式による農民物資経営事業所の設立を激励する。積極的に農村仲買人（農村仲買人は農民であるが、農業と市場の両方の事情に通じ、市場の需要に応じて、農家に注文を出したり、農作物を直接買い付けたりする人である）を育成し、農産品流通サービスにおいて専門仲買人としての積極的な役割を發揮する。

積極的に企業のサービスマーク登録を奨励する。サービスマークの商標登録をしっかりと行い、有名や著名サービスマークの認定と保護の強化を図る。サービス業に従事する企業の海外における商標登録及び、保護状況について、積極的に研究し、企業の海外商標登録保護事業を重視し、現地の法律と国際規則で商標権益を保護するように企業を指導、激励する。商標登録と権利保護が「（企業の）海外進出」戦略実施と国際経営の展開における役割を十分に發揮する。積極的に国外商標保護基金の設立を行い、「非中国製造」など、中国のイメージを損なうような商標の海外登録を断固反対している。

広告業界の発展を積極的に促進する。『広告業発展の促進に関する指導意見』（工商広字〔2008〕85号）の発展目標と任務を目指し、マクロコントロールと政策指導を強化し、関連部門と連携して広告業界の発展を促進する政策措置を完備し、広告業界全体のレベルと国際競争力の向上に努めることで、広告業界が現代サービス業の重要な一部として、クリエイティブ経済の重要な産業としての役割を十分に發揮していく。

四、市場監督の強化、サービス業の発展と良好な環境作り

企業の年度検査と個人工商経営許可検査、経済戸籍の管理、市場巡査、企業と個人工商経営者の信用分類の監督管理などの方式を総合的に運用することで、企業に対する監督管理を強化する。金信工程（工商システム情報化）を通して、サービス業界の市場主体の信用記録を作成し、保管する。信用を失った場合の懲戒処分や信用を守るための奨励等の措置を制定する。重大な信用問題のある企業に対して全社会に公表する。

政府部門間での情報交換と共有を引き続き推進し、サービス業に従事する企業の発展の総合的な状況について総合的な分析を行い、投資者に対して投資方向を適時に調整の誘導をし、政府のマクロ政策や産業政策の作成のために参考情報を提供する。

サービス市場秩序を規範し、公開、平等、規範的な監督管理制度を確立させていく。サービス業に従事する企業の商標、商号などの知的財産権侵害行為を取締り、処罰を行う。サービス業の市場における不当競争の行為、競争を制限する行為、独占競争の行為を断固として取締り、処罰する。自主的な創造を保護し、消費者の合法的權益を守り、競争秩序のある良好な市場環境を作り出す。

五、指導管理を強化し、サービス業発展の促進を確かに実現

サービス業の発展を促進することは、緊迫した困難で長期的な任務である。各級工商行政管理機関は、サービス業発展の促進を重要な業務として徹底的に推進しなければならない。サービス業の発展に制度保証を提供するためには、指導管理を強化し、業務制度を完備し、検査監督を重要視しなければならない。各級工商行政管理機関は各地の実際の状況に応じて、地方党委、地方政府の指導の下、関連部門との提携を強め、積極的に業務を展開し、国务院の各政策決定を着実に実行しなければならない。調査、研究を強化し、常に新方法を取り入れ、新経験を蓄積し、新成果を獲得していく。

各地は本通知の実施状況を速やかに総局に報告しなければならない。

中華人民共和国国家工商行政管理総局

二〇〇八年七月十五日

文章の抛出：中国網

編集担当：鈕東昊